普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

平成28年7月自治財政局交付税課

1. 改正理由

平成28年度の各地方公共団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号)の一部を改正する。

2. 省令案の概要

〇 重点課題対応分関係

地方における現下の喫緊の重点課題に対応するための経費のうち、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進、森林吸収源対策等の推進に要する経費の措置にあたり、関係費目の補正係数の算定方法に関する規定を見直し。

- 〇 平成27年国勢調査人口を踏まえた算定関係 本年度の算定から平成27年国勢調査人口を用いることに伴い、人口急 減補正について、補正係数の算定方法に関する規定を見直し。
- 市町村の姿の変化に対応した算定関係 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化 したことを踏まえ、その他の教育費、保健衛生費等において、人口密度等 による需要の割増しに係る補正係数の算定方法に関する規定を整備。

〇 東日本大震災関係

東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等についての特例措置を講じる規定を整備。また、被災団体の状況を踏まえ、児童数・生徒数等の減少に対処するための特例措置について、補正係数の算定方法に関する規定を見直し。

熊本地震の影響を踏まえ、熊本県等に対する法人関係税等の基準財政収入額の算定方法の特例に関する規定を整備。

〇 その他所要の年次更新

それぞれの費(税)目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

3. 施行期日

普通交付税大綱の閣議報告日(平成28年7月26日)と同日に公布・施行。